平成２１年（フ）第５７３号
奈良県大和高田市大字野口577番地の１
債務者　大西美君夫
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１８８０号
広島市西区己斐上４丁目10番10号
債務者　北斗工業こと　倉田　健二
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１９号
広島市安佐南区祇園２丁目13番28―901号
債務者　永田　仁美
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７９号
広島市西区高須台３丁目７番12号
債務者　高橋さつき
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９９号
広島市西区庚午北２丁目13番32―306号
債務者　元山　晶文
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５６号
広島市西区古江西町17番４号
債務者　新村　香澄
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８号
徳島県美馬市美馬町字八幡30番地６
債務者　坂本　和恵
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第５１号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷831番地83
債務者　下原　　修
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５２号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷583番地８
債務者　下原　幹男
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５９号
長崎県五島市武家屋敷１丁目２番25号
債務者　山口　初代
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第６８２号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目44番21号
債務者　正木　直也
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
鹿児島県鹿児島市光山２丁目９番10号
債務者　松本　昭二
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目60番18号濱口ビル203号
債務者　和田　範子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９号
鹿児島県指宿市池田3604番地96
債務者　井上　真子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第８１号
鹿児島県枕崎市木場町683番地
債務者　宇都　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第８２号
鹿児島県南さつま市大浦町7268番地
債務者　宇都　敦子
１　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿屋市東原町6040番地25
債務者　華尾　五美
１　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
沖縄県那覇市首里寒川町１丁目17番地　神無荘203
債務者　富川　盛邦
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部